

「高橋家文書」の紹介 横川郷上之村の門名の紹介を中心にして

濱田利安

はじめに

このたび横川町高橋健蔵氏宅から貴重な庄屋文書が発見された。薩摩藩政下の横川郷の農村史については、かかる地方文書の発掘がなくほどんど解説されていない現状にあつたが、この文書の発見によつて農村統治の基幹であつた門割制度のありようを中心にして急速に解説されいくものと思われる。ここでは、特に、畠地雜穀収納張二冊を中心に紹介しながら横川郷上之村の門名を拾い上げて整理してみたいと思う。

この資料は、横川町在住で黎明館史料調査協力員であられる佐藤勝二氏の意欲的な調査活動によつて発掘されたものである。佐藤氏は横川郷でかつて庄屋を勤めた子孫の家々を訪ねては、日常の語らいの中で文書所のヒントを求められた。氏の資料調査にかける真摯な姿勢には心から敬意を表したい。

今度発見された庄屋文書は、後で写真で紹介するわけだが「庄屋・高橋甚吉」(注1)の署名入りの正真正銘の庄屋文書である。時代は天保七・八年であるがこの時期の日本は、内には天保の飢饉により農村では一揆の頻発、都市部では陽明学者大塩平八郎が幕閣の無策ぶりに激怒し蜂起せよとの檄を全国に飛ばして乱を起こした年、外では外圧に備えて各藩海防に躍起になつていた頃である。百六十年ぶりに人目にふれた生

の資料であるが、そのころに薩摩国桑原郡横川郷の住人がどの様な生活をしていたのか興味は尽きない。

ここに発見された資料は、高橋氏の御好意ですべて黎明館に寄贈された。黎明館は寄贈された資料を一括して「高橋家資料」として収蔵目録に登録し大切に保存することになるが、今後は研究資料としてまた展示資料として積極的に活用していくことになる。

今回の資料調査にあたつては、横川町教育長の芝貞夫氏をはじめ社会教育課の諸先生方に大変にお世話になつた。心からお礼申し上げたい。

(二) 解説文

- 解説文中□は、文書の虫喰いが著しく判読は勿論字数も確認し得ないことを表示
- 解説文中の□は、部分的にあるいは一字単位で虫喰いがひどく判読不能であることを表示
- 解説文中の○○○は、字形は残るが筆者が判読し得ないことを表示

天保七年申七月十日
當申夏麦代銀銘々取納帳

(表紙)

同六拾貳文

目之錢方滿ル

猶之助

當作人帳相誌方ニ付

筆紙墨料○先年

高九石貳斗八升壹合
一錢貳百四拾五文

今高壹石ニ付壹文

東水流門

五歩掛リ

喜次郎

千六百廿四石五斗

高四斗九升壹合

錢四貲五百六拾八文

同拾貳文

高拾四石四斗三升壹合

西山門

錢三百五拾壹文

三左衛門

平兵衛殿

中住門

高七石四升壹合

谷口作左衛門

高三石

与中

同七拾壹文

西山門

源四郎

松右衛門

高拾七石四斗貳升貳合

同五拾文

同四百廿

六分文

高七斗五升四合

高拾六石七斗五升壹合

同五拾文

同四百拾文

高廿五石九斗五升七合

高拾五石四斗五升三合

同六百三拾四文

同三百五拾六石壹升八合

中住門

高廿五石九斗五升七合

林六

高拾五石四斗五升三合

同三石七拾六文

同小麦五斗六升八合右同

高壹石壹斗六升三合

同代銀四貫貳百五拾貳文

高壹石壹斗六升三合

同代銀三貫貳百九文

高壹石壹斗六升三合

同代銀三貫貳百九文

高壹石壹斗六升三合

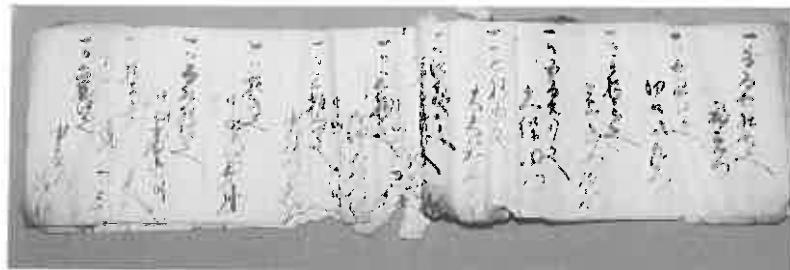
八拾

写真①



瀬戸口門	同三拾七文	岡村門	同三拾六文
福嶋門	同三拾四文	新村門	同四文
床波門	同百拾六文	吉満門	同三拾文
権四郎	錢七拾八文	山下門	同廿七文
葦口門	同三拾八文	蔵衛門	錢三拾武文
太右衛門	同三拾五文	田口善右衛門	錢一貫三百六拾七文
市山門	同三拾武文	□門	五百六拾二文取
坂下門 勝兵衛	同三拾五文	式文	錢三文
中原門	同四文	吉田門	同廿九文
善吉	同百五拾八文	西野門	同八文
○○次郎右衛門	同四文	同三拾文	原口五左衛門
○○作五郎	錢三拾四文	紙欠落	小城甚左衛門
下山門	同三拾三文	同三文	同平右衛門
中原門	同四拾三文	原口源助	○木野五右衛門
酒勾仁右衛門	同三拾三文	竹山休次郎	原口金左衛門
酒勾金右衛門	同七拾三文	柳川○平左衛門	野間傳五郎
橋口源右衛門	同六拾文	竹山清藏	同四拾文
東麻生原門	同七拾三文	柳川○平左衛門	同四拾文
柳川○平左衛門	同七拾三文	柳川○平左衛門	同四拾文

同壱文	時任与右衛門
同三文	山下源次郎
同四文	猿渡新助
同五文	有馬新太夫
同六文	山口善左衛門
同七文	○○半次郎
同八文	勝田浅之丞
同九文	勝田兵左衛門
同十文	種田清助
同十一文	勝田兵左衛門
同十二文	〃 浅之丞
同十三文	種田三太夫



写真② 當申夏麥代銀銘々取納帳見開

文書②	天保八年西七月十六日	横折
上之村藏入高當夏免并當作人帳筆紙墨帳 庄屋 取揃		
高橋甚吉		
作人帳筆紙墨料高 壹石二付錢壱文五斗五 先年五月相掛り候旨承届置也	写真③	
起メ六拾九匁四分五厘七毛五 一大麦八斗八升五合起		
起式拾武貫八拾武文 小麦五斗六升八合起 免本		
代銀三拾目壱分五厘 起メ三拾壱匁六分五厘七毛五 小麦壱石二付右同 免本		
代銀六拾六匁壱分五厘 代銀六拾六匁壱分五厘		
起代銀三貫九百四拾五文 メ錢六貫□百四拾七文		

□ ツム 壱貫文ニ付

錢百四拾壱文

外ニ加ヘ □百三拾文

□合七貫百九拾三文

一高拾六石七斗五升壱合

一錢三百四拾七文麥代銀

一同廿六文

作人帳

一同壹文 永作右同

メ錢三百七拾四文

宇都權四郎殿

一高拾五石四斗五升 □合

麦代銀三百廿三文

一高拾四石四斗三升壱合

一錢三百文麥代

一同廿武文麥作人帳方

一同壹文永 作力 同力 断

メ錢三百廿三文

市木武兵衛殿

一高拾七石四斗三升壱合

一錢三百六拾壱文同断

一高拾七石四斗武升武合

一同廿七文 右同

一高九石八斗壱升武合五夕

メ錢三百九拾文

宇都權四郎殿

同廿武 □ 作人帳

東水流門

彦次郎

同四斗九升壱合

同七石四升壱合

錢拾文

同三拾四文 作人帳

メ錢百七拾九文

同壹文

西山門

市左衛門

同廿五石九斗五升七合

錢五百拾文

同三拾九文 作人方

メ銀五百七拾九文

中住門

太右衛門

錢三拾武文 作人帳方

同三十四 文方 □

西 村力 門力 □ 猶之助

一高七斗五升

錢拾五文

同三拾三文

谷口清左衛門

内山門

同四斗九升壱合

錢拾文

同三拾二文

内山門

古城門

右衛門

一錢三拾二文

若松門

平左衛門

同廿 武力 拾力 □

□門

与中

同廿 武力 拾力 □

伊牟田門

与中



写真④ 上之村蔵入高當夏免并當作人帳筆紙墨帳の見開

(二) 横川郷について

三州御治世要覧「御分国之巻」（注②）によつて横川郷を概観しておきたい。

隅州桑原郡 横川ハ横川藤内兵衛時信、承久之比居城之山

横川 從鹿児島十里 三箇村

宗廟安良大明神祭札九月廿九日

高壱石 真乘院真言 一同壱石仙壽寺禪

衆中高六百四拾八石餘 人跡百四拾八人 士惣人數五百六十一人

野町屋敷廿ヶ所、水天堂・阿弥陀堂有、麓八町手前左手ニ有

地頭仮屋町之上岡手ニ有、

高頭四千五百武拾石八斗八升三合二タ九才

内

高千八百拾石壹斗三升四タ七才 横川郷内 中之名村

中之名村、古ハ中之村・上之村・下之村、

同六百三拾六石四斗六升八合二タ三才 同 下名村

同式千七拾四石武斗八升四合六タ九才

同 上之名村

用夫三百十人



写真⑤
阿弥陀堂に安置されていた
という阿弥陀像

五百六十人であつたこと。

口、野町には屋敷の数が二十箇所あり、野町域内に水天堂や阿弥陀堂があつたこと。

ハ、横川郷は、上・中・下之村三箇村で構成されていたこと。村の呼称は古くは中之村・下之村・上之村などと呼ばれていたがこの時期には「之の下に名」をつけて「例えば中之名村」と呼んでいたこと。

二、横川郷の村高が四千五百二十石八斗八升三合二タ九才であつたこと。

内訳をみると、上之名村が二千七十四石二斗八升四合六タ九才で最も多く、ついで中之村の千八百十石一斗三升四タ七才、下之村は六百三十六石四斗六升八合一タ三才であること。

ホ、用夫数つまり十五才から六十才までの男子の百姓の数が三百十人であつたこと。

の点が注目される。

整理項目中「ロ」に阿弥陀堂のことが「麓八町手前左手ニ有」と記されており、その場所であろうとされる所を地元の人々は阿弥陀原と呼んでいる。今でも時折土器の破片などが出土するということだが、発掘調査をやると興味ある資料が出てくるのではないかとも期待される。また、阿弥陀原の近くの小さな森の中にたくさんの古石塔が集められている。

現横川町の上ノに在住する有村氏宅には、阿弥陀堂の御本尊仏であつたとされる仏像が伝わっていた。有村氏の御好意でこの仏像も黎明館に寄贈されているが、廃仏毀釈の嵐の中で焼かれたのであらうと思われるこの記録によつて横川郷の概観を整理すると、

イ、所衆中つまり郷士株数が百四十八、家族の数を入れると

焼き傷跡も生々しい。文献でこの仏像の由来を証明するものは残念ながらないのであるが、廢物毀釈の風潮の中で民衆がいかに熱心に信仰を守ろうとしていたかを伝える貴重な資料として大切に活用しようと考えている。

整理項目中（ハ）の三ヶ村の石高をみると上之村が最も高い。逆に下之村が極端に低い。これは、村の面積の広狭が理由であるが、もう一点あげると水田面積の差もある。尚三ヶ村の村域については、現在の「中ノ・下ノ・上ノ」の横川の地番割やここに引用した「御分国之卷」の石高などを参考にしながら「横川郷上之村の門の分布」を表示した図の中に試みに記してみた。

（三）資料について

寄贈された資料の中で特に目を引くのは、ここに紹介した二冊の蔵入地畠地雜穀上納帳である。蔵入地雜穀上納は、畠高一石に対し七斗の上納のうち三升五合は大豆で上納し残りの六斗六升五合は、「三町」（鹿児島城下・上町・下町・西田町）の粟の相場によって代銀上納されるものであった（注③）が、この文書二冊は、横川郷における畠地雜穀上納の実態を把握するのに多くの資料を提供してくれそうである。

また薩摩藩では、起先法（おこしさきほう）と呼ばれる他藩にみられない独自の年貢徵収方法がとられていた。起先法とは、起耕と先耕のことでいざれも年貢徵収の際の耕目のはかり方を示す用語である。ちなみにも起耕は、前搔ともいい耕量の時に斗搔を先方から搔起こして引くことで強めの耕量となり、先耕は、搔ともいい斗搔を手前から先方へ押し切

ることで耕の所定の容量通りと成る。藩は年貢収納において、毛見（破免毛見法）の際は先耕、収納の時は起耕としたというから農民には大変に重たい負担を強いるものであつたといわれている（注④）が、この文書には、

大豆壹石二付先 小麦五斗六升八合起

代銀三拾壹目壹分五厘

免本

起メ三拾壹目六分五厘七毛五

起代銀三貫九百四拾五文

（前掲文書①）「・・」は筆者

などと「起」・「先」の記載も確認され薩摩藩の年貢収納のありかたについても研究に貴重な材料を提供している。

これに関連してもう一点つけ加えたい。基本的に年貢は、門単位で徴収され、上納帳には門代表つまり名頭の名が記載されるものだが、この文書の記載様式も大方はそなっているのだが：例えば次の史料

一同三拾文

山ヶ野門支配人

一同三拾文

立山新太郎殿

北吉門支配人

厚地勘兵衛殿

永方門支配人

（前掲文書②）・は筆者

に示されるように、「〇〇門支配人」（支配人の下に具体的に名前の表記されないもの、あるいは明らかに郷士である者の名が複数で表記されるものあり）とあつたり、「〇〇門与中」と表記される箇所も数例あることを指摘しておきたい。

この文書は、二冊ともに痛みがひどい。早急に補修が必要である。

(四) 文書二冊により確認し得た門名について

ていたことになる。

島地雜穀帳二冊によつて、横川郷上之村の門名を拾い出し整理したのが次の表であるが、天保七年の雜穀帳からは四十七門、天保八年の雜穀帳からは六十一門を確認することができた。この表は、二冊の文書を互いに補完する方法をもつて整理したものだが計六十六門を数えることができた。文書中の虫喰い箇所であつても明らかに具体的な門を表示していると思われる箇所も數カ所あつたのでそれらを加味すると、横川郷上之村の門数はおよそ七十門前後とみてまちがいなさそうである。

上之村の門高についてみてみたい。さきに引用した「三州御治世要覽」(御分国之卷)には、三ヶ村の門高合計(村ごとの高から郷士高を引いたもの)の記載がないので、この資料から直接に上之村の門高を算出することはできない。しかし衆中高や郷士株数の記載はあるので、郷士一株あたりの石高の概要是把握できるし、ここに紹介した上納帳二冊によつて上之村の郷士株数も数えられるから、村ごとの郷士高を算出し、その数値を各村高から差し引けば村ごとの門高合計が出せる。従つてこの方法で算出した村高を上納帳で数えた門数で割ると、およそその門ごとの高は把握できるのではないだろうか。

他の中之村・下之村についても、「薩隅日並琉球高辻帳」・「薩隅日琉諸郷便覽」(注⑤)などによれば、門の概要是知れるようだが、ここでは省略した。いずれにしても、横川郷の門の全容をしつかりと解明するためには、竿次帳や名寄帳などの基幹となる資料の発掘が肝要である。

表中の「三ヶ村の姓」欄は、藩政下の門名と現在の横川町民の姓との関わりを、同町の地番割(上ノ・中ノ・下ノ)ことに電話帳(注⑥)によつて整理したものである。これによると、現在の地番割(上ノ)において、文書の中で確認された上之村門数六十六の中で、門名と符号しない姓が十六例あつた。その十六例の中で、内山門と小城門は「中ノ」にそれぞれ二軒と一軒あつた。文書に出てくる門名に符号する姓で、「上ノ」よりも「中ノ」や「下ノ」の数が多い例が七例あつた。このことは、藩政下の上之村の門名に符号する姓の大半が「上ノ」に存在することを意味し従つて、現在の町民

用夫数についてもみてみたい。「御治世要覽」(御分国之卷)によると用夫数三百十人とあつた。また、横川郷の門高合計を計算すると約三千八百七十一石(村高一衆中高一寺社高)となる。従つて横川郷における用夫一人当たりの石高は約十二石となる計算だ。上之村の門高計は千八百十八石であったから用夫一人当たりの石高約十二石で割ると上之村の用夫数は約百五十一人(強)となる。

以上の計算方法に誤りがなければ、上之村の門ごとの用夫数も計算できる。すわなわ上之村の門数は約七十であつたから、この門数で上之村用夫数百五十一人を割ると約二人強となり、各門は名頭一人、名子一人強の構成であつたことが知れるのである。

他の中之村・下之村についても、「薩隅日並琉球高辻帳」・「薩隅日琉諸郷便覽」(注⑤)などによれば、門の概要是知れるようだが、ここでは省略した。いずれにしても、横川郷の門の全容をしつかりと解明するためには、竿次帳や名寄帳などの基幹となる資料の発掘が肝要である。

表中の「三ヶ村の姓」欄は、藩政下の門名と現在の横川町民の姓との関わりを、同町の地番割(上ノ・中ノ・下ノ)ことに電話帳(注⑥)によつて整理したものである。これによると、現在の地番割(上ノ)において、文書の中で確認された上之村門数六十六の中で、門名と符号しない姓が十六例あつた。その十六例の中で、内山門と小城門は「中ノ」にそれぞれ二軒と一軒あつた。文書に出てくる門名に符号する姓で、「上ノ」よりも「中ノ」や「下ノ」の数が多い例が七例あつた。このことは、藩政下の上之村の門名に符号する姓の大半が「上ノ」に存在することを意味し従つて、現在の町民

※横川郷 上之の門一覧

	門名	文 ①	文 ②	三ヶ村の姓				門名	文 ①	文 ②	三ヶ村の姓			
				上	中	下	字				上	中	下	字
1	西村門		○	4	0	0		35	片牟田門		○	2	0	0
2	東水流	○	○	0	0	0	○	36	木浦門	○	○	4	1	0
3	西山門	○	○	6	0	0		37	溜村門	○	○	2	0	0
4	中住門	○	○	2	0	0		38	下久保門		○	4	1	0
5	富山門		○	0	0	0		39	本村門		○	19	2	0
6	内山門		○	0	2	0		40	中谷門		○	0	0	0
7	古城門	○	○	4	1	0		41	塩井川門		○	4	0	0
8	若松門	○	○	3	2	0		42	野坂門		○	0	0	0
9	松葉瀬	○	○	5	2	0		43	小城門		○	0	6	0
10	今西門	○	○	0	0	2		44	福吉門		○	5	1	0
11	早渕門		○	10	4	0		45	有村門		○	13	0	0
12	東原門		○	3	0	0		46	瀬戸口門	○	○	3	4	9
13	久留須	○	○	10	0	0		47	福嶋門	○	○	1	3	0
14	柳川門	○	○	3	0	0	○	48	床波門	○	○	7	0	0
15	小脇門	○	○	2	0	0		49	市山門	○	○	3	0	0
16	満山門	○	○	1	1	0		50	新村門	○	○	2	0	0
17	森元門	○	○	2	0	0		51	中原門	○	○	0	0	0
18	西麻生門		○	0	0	0	○	52	吉満門	○	○	0	0	0
19	一次門	○	○	2	0	0		53	山下門	○	○	4	18	4
20	末永門		○	1	0	0		54	今村門	○	○	3	8	0
21	中尾門		○	0	0	0		55	上大角門	○	○	1	0	0
22	西野門	○	○	1	0	0		56	下山門	○	○	3	3	0
23	山ヶ野	○	○	2	0	0		57	坂下門	○	○	10	1	0
24	北吉門		○	4	0	0		58	一元門	○	○	5	1	0
25	永方門		○	0	0	0		59	長野門	○		0	1	0
26	東麻生門	○	○	6	0	0	○	60	本吉町	○	○	2	1	0
27	原田門	○	○	8	0	0		61	岡村門	○	○	5	2	0
28	重村門	○	○	5	0	0		62	葦口門	○		6	0	0
29	福元門	○	○	5	1	0		63	岡元門	○	○	4	1	0
30	益山門	○	○	5	2	0		64	柿木門	○		8	4	0
31	久保田門	○	○	0	0	0		65	次村門	○		5	0	0
32	大人形門	○	○	0	0	0	○	66	吉田門	○		0	0	0
33	中水流門	○	○	0	0	0	○							
34	崎山門	○	○	2	1	0	○							

・表中文①は「夏麦代銀銘々収納帳く天保7>」、文②は「上之村蔵入高當夏免並当作人帳く天保8>」

・表中の○印は文書に記載有りの表示。「字」欄の○印は門名に符号する字有りの表示。

・表中「三ヶ村の姓」欄の数字は、横川町民の姓を「上ノ・中ノ・下ノ」で整理したもの。

の姓が藩姓下に所属したことや、また現在の地番割が藩政下の三ヶ村のそれぞれの村域とほぼ重なることを語つてゐると思われる。所属する門名をもって姓としていた。明治三年ごろから墓碑名も「○

○門之○○」から「門之」の部分が消える（注⑦）ということだが、これは門名が農民の姓に転化していく過程を物語つてゐる。ここに紹介した史料の中に「○○之○○」の表記が三例あつた（注⑧）。これは、「○○門之○○」の「門」を省いて「○○之○○」と読んだ例だらうが、

農村にあつては互いを呼び合うときに、例えば「木浦門之甚吉」を「木浦之甚吉」などと使つていたのかも知れない。明治になり一般農民も姓名でもって戸籍を作成するわけだが、門名がそれぞれの姓になつていつたのは自然のなりゆきであったと思われる。

尚、表・門名中の「中水流」「東水流」に相当する姓は、同一の文字を使つた例としては出でこないが例えは「中鶴」「東鶴」のように同じ訓みをもつたものがあること。門名「中尾」についても「中尾」は出でこないが「中尾田」はみられるこことを付記しておきたい。

表中「小字」欄は、現在の横川町上ノ（藩政下の上之村に相当域）の小字名と門名との関係を地名辞典△角川書店▽から拾い出し整理したものである。これによると十門名が現在の小字名として繼がれていることがわかる。さらに現在の集落名と符号するものを集落名で拾つてみると、木浦・山ヶ之・古城・床波・柿木・岡村・崎山・小脇などがあつた。

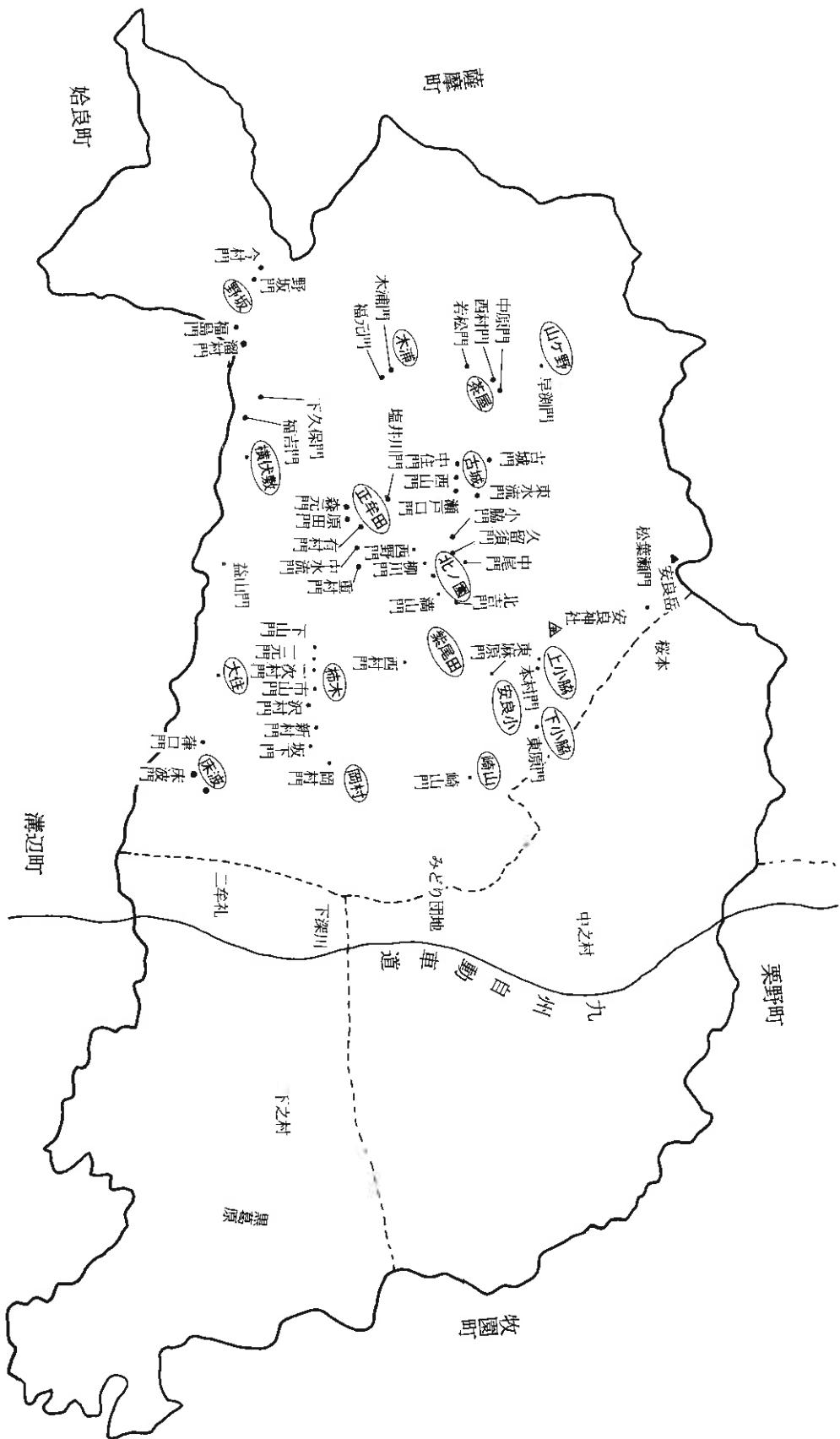
横川郷三ヶ村の中で「門」をうかがえる地方資料としての文書史料は、現在のところここに紹介した高橋家文書だけである。藩政下の横川郷の歴史を解説するために一刻も早い文書の発見が待たれるところだが、前掲佐藤氏によると新たな文書の発見はたいへん難しいようだ。従つて文書史料によつて横川郷三ヶ村の門の全容を明らかにするのは極めて困難であると言わざるを得ない。しかし門名と姓との関係、門名と字との関係、横川郷の石高と用夫数との関係、村高と用夫数との関係など細かに考察すれば、ほぼその全容を解明できるのではないかと考える。

(五) 横川郷上之村の門の分布について

それぞれの門の分布については、門名と住民の姓との関わりに注目しながら、現在の横川町の住民の姓を地図中に整理し考察する方法でほぼ知ることができる。次の図は、この方法によつて判明した門の分布状況を略地図中に整理したものである。

図中の床波は、現在の集落名、点線は横川郷三ヶ村の境界線である。三ヶ村の境界線は、基本的には現在の横川町の地番割（上ノ・中ノ・下ノ）による境界線によつているが、さきに門名と姓との関わりで述べたとおり、ほぼ藩政下の三ヶ村の境界線とみてまちがいないと思われる。判明した門の数は六十六門であったが、上の条件で図上に記していくところ約五十門にとどまつた。大方の門は現在の集落域に分布していたと考えられるが、簡単な表で集落ごとに門の分布表を作つてみた。

集落名	該当門	集落名	該当門	集落名	該当門
柿木	坂下 新村 次村 市山 一次 一元 下山 岡元	古城 野坂	古城 東水流 瀬戸口 西山 中住 今村 野坂 福島 瀬村	北ノ闌 岡村 岡村 崎山 下小脇 本村 東麻生原	溝山 末永 柳川 西野 小脇 久留 須 中尾 北吉 岡村 崎山 東原 本村 東麻生原 山ヶ野 早瀬
正牟田	重村	横伏敷	下久保 福吉		
	中水流				
	有村				
	原田				
	森元				
	塩井川				
茶屋	中原	床波	床波	上小脇	
	西村	木浦	木浦		
	若松		福元		



この表を読んでみると、柿木・正牟田・古城・北ノ園の四つの集落に多くの門が分布することが知れる。この四つの集落は、水田・畠地ともに広く、現在横川町の代表的な農業地域であるが、藩政時代にも横川郷の代表的な農業地域であったと考えなければならないから、従つて多くの門がこの一帯に分布したのであろう。

おわりに

以上高橋家資料の中で特に注目された畠地雜穀上納町二冊を紹介しながら、横川郷上之村の門について少々考察してみた。文書二冊の解説についても、門の考察についてもきわめて不十分で恥ずかしい限りであるが、せつかく発掘された貴重な史料なので、調査にかかわった者の責任だと思い勇気をふるつて発表した次第である。一読いただき指導をお願いしたい。

次の表は高橋家資料をまとめたものである。与えられたページにもう少し余裕があるので後一・二点を説明して終わろうとおもう。

資料名	数量	備考
1 奉寄進（木板）	1	
2 府流兵道陣屋敷之卷	1	巻子
3 記證文	1	
4 高橋家系図	1	三枚綴
5 賦板	1	
6 高橋家主要記録	1	八枚綴
7 生花伝授之事	1	巻子
8 名刀波之平刀工諸	1	巻子
9 當申夏麥代銀銘々取納帳	1	横折
10 覚日記帳	1	横折
11 上ノ村御藏入高當麥免並當作人帳筆紙墨帳	1	横折
12 商売往来	1	和綴
13 寺子式目	1	和綴
14 明治十三年金円覚留帳	1	和綴
15 明治廿年萬円記帳（含む萬出納帳）	1	和綴
16 三官義	1	和綴

これらの資料の中で庶民史として興味ある資料に「賦」と表書きされた一枚の木板と、その木板がいかような資料であるのかを語ってくれると、旅立ちの時にこの木板を準備するのだが、その際「賦」の文字の「ふ」を省いておき無事帰還成ったときに「ふ」を入れて事成就を謝するものだということだ。「賦」の文字そのものが護符などに馴染む文字だとは考え難いが、小さい頃親が、何か懸案事項を解決した後に、「やつと年貢を納めた」とか「税を納めた」とか言っていたのを記憶するが、「賦」板の「賦」もそのあたりから来ているのかも知れない。

上の段を読んでみると「肥後國熊本城江鹿児島十学校勢切掛タルノふ也」とあり、さらに次の行には「明治拾丑十二月内廿八日出立鹿児島」とあり、さらに末尾に「高橋甚五左衛門年式拾老歲ニ成ル時」とある。これによると上の段は、明治十年に西郷軍に従い熊本へ向かった高橋甚五左衛門の無事帰還を願つたものであることがわかる。末尾に甚五左衛門二十一歳の時とあるが、戦地に送り出す家族の心境が伝わってくるようである。

下の段を読んでみると、「大坂西京迄登着スふ也」とあり、さらに「明治拾三年辰巳三月内七日出立」とあり、末尾に「高橋甚五左衛門年式拾四歳」とある。これによると下の段は、明治十三年に高橋甚五左衛門が関西方面に旅行したときにその安全を願つたものであることがわかる。明治十三年というと西南戦争が終結して三年めであるがどのような旅行だったのか。



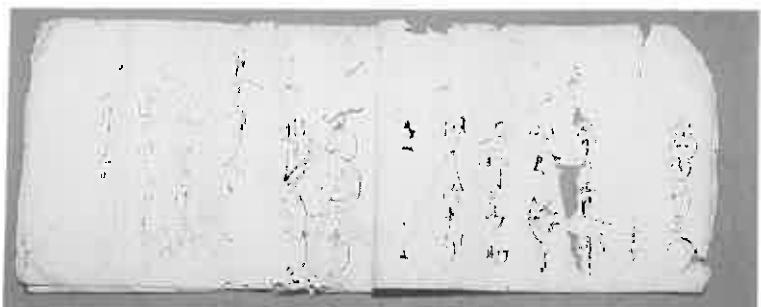
写真⑧ 金円覚留帳表紙



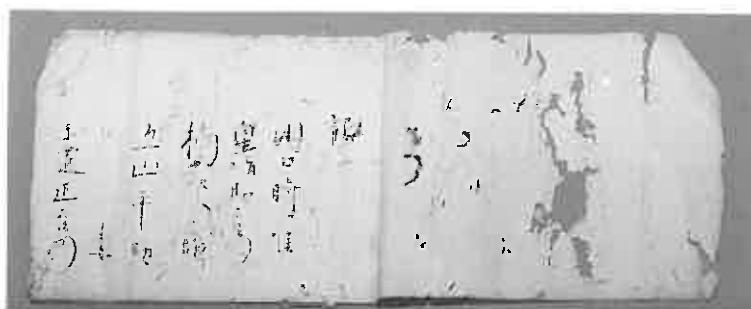
写真⑦ 賦板・裏



写真⑥ 賦板・表



写真⑨ 金円覚留帳見開部分



写真⑩ 金円覚留帳の「錢別」を記した部分



写真⑪ 金円覚留帳に記された旅行者名

「賦」が発見された一ヶ月ほどたって写真⑧に示された「金円覚留帳」が発見された。この資料も虫喰いが激しく判読出来ない箇所もかなりあるが判読し得たところに着目しながら、要点をまとめてみると

①高橋甚五左衛門が記した帳面であること。

②表紙見開きに「明治一三年辰七月出立神戸ヲ初メ西京ヨリ大阪迄見

物四十日位帰縣いたし候也」とあるところから、この旅行は関西方

面への旅行であり、期間は四十日にもおよぶ長い旅であったこと。

③甚五左衛門以下十五名による団体旅行であったこと。

などが知れる。

この帳面の構成は、最初に旅行に参加した者の氏名を羅列。ついで負

担した旅費の出納、後半には村人の餞別を金額まで細かに記されている。

当時の運賃・餞別の額などが知れ興味がある資料だが、ここで特に注目したいのは、さきに見た「賦」の下段の記載と符合することである。

護符としての「賦」について文献をあつたてみたが、説明されたもののがなかつた。旅立ちに際して、このような「賦」を準備することは横川にみられた特徴的な慣行なのかもしれないが、ともかくもこの二つの資料によつて「賦」が旅の安全祈願の護符であつたことはまちがいなさそうである。

注①高橋家の主要なできごとを古記録（高帳や札改帳）によつてまとめ

た文書史料（資料名・高橋家主要記録）がある。これは、文政十一年に角之助なる人物が高橋甚吉宛に提出した、慶安元年から寛政十一年に甚吉が家督を相続するまでの記録であるが、高橋家の歴代の

当主・家族構成・嫁取り先・婿取り先・石高などが細かに記載され

ている。同じ綴じの末尾に、紙質がかなり新しくなるが、甚吉が庄屋の任にあつた期間が記載されたものがある。それによると、甚吉が庄屋に在任した期間は、文政四年から天保七年までとなるが、ここに紹介した庄屋文書は、いずれも「庄屋 高橋甚吉」の銘入りで

あるが、一冊には天保八年の書記があり一部符合しない。

この史料中の元禄二年の高帳を書記した箇所に、「右五左衛門儀隠居之故此中帳面相除置候得共此節高帳ニ可書載旨被仰儀ニ初書載申候」とあるが、元禄二年を機に高帳の記載様式に変更があつたことが知れる。

注②鹿児島県史料（25）所収

注③「薩摩の農制－亨保内検」「鹿児島史学論集」（畠中彬氏）（一四八頁）

「列朝制度卷五」

注④「国史大辞典」（原口辰雄氏）

注⑤「新修舊鹿児島藩領国郡郷村浦町附上巻」（鹿児島県史料集（23）

新帳85頁参照）

注⑥昭和63年NTT発行

注⑦「知覽西別府永山門について」「鹿児島史学22号」（山田尚二氏）

注⑧「大人形之太次」（前掲文書①）・「遠山之利助」「中原之彦太郎」

（前掲文書②）